

医師の専門職自律の在り方に関する検討委員会 設 置 要 綱

〔平成 23 年 12 月 21 日〕
日本学術会議第 142 回幹事会決定

改正 平成 24 年 11 月 30 日 日本学術会議第 166 回幹事会決定

改正 平成 25 年 5 月 31 日 日本学術会議第 174 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、医師の専門職自律の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、現代の日本に相応しい医師の自律的な専門職能団体の在り方を明らかにし、それを実現するための具体的方策について調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 25 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日 日本学術会議第 166 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 31 日 日本学術会議第 174 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。